

建築廃木材のリサイクルの現状と課題

清野 新 一

キーワード：建築廃木材，リサイクル，再資源化

はじめに

2002年5月に「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以降、建設リサイクル法)」が全面施行され、住宅など建物の解体工事等から発生する木材・コンクリートなどを再資源化することが義務づけられました。また、同法に基づき北海道が定めた「建設リサイクル法の実施に係る北海道指針」では、これら建設廃棄物の再資源化の促進に重点的に取り組むこととし、2010年における再資源化率を95%とする目標を定めています。

こうした状況から、林産試験場では建築廃木材の再資源化を促進するための試験研究に積極的に取り組んでいます。このうち既に紹介した「建物の解体・新築でどれだけ廃木材が発生するのか」¹⁾に続いて、今回は建築廃木材のリサイクルの現状と課題について紹介します。

建築廃木材の再資源化状況

図1に建築廃木材の再資源化状況を地域別に示します。建築廃木材の推定発生量は、既報¹⁾で紹介した推定方法を用いて算出しました。また破砕処理量は、建築廃木材を破砕処理している再資源化施設からの聞き取り調査による集計値です。2000年の建築廃木材発生量は全道で約27万tと推定されますが、このうち55%に相当する約15万tが再生利用を目的として破砕処理されています。地域別に見ると、人口が集中している石狩・空知・胆振の3支庁管内では全道の5割以上を占める約15万tの建築廃木材が発生していますが、このうち8割に当たる約11万tが破砕処理されなんらかのかたちで再資源化されています。特に胆振支庁管内においては破砕処理量が発生量を大きく上回っており、他地域の建築廃木材が大量に胆振管内の再資源化施設に搬入されている状況にあります。これら3支庁以外の地域では、網走・十勝・釧路の道東地域で比較的再資源化が進んでいるのに比べ、道北および道南地域では再資源化が進んでいない状況にあることがわかります。

図2に建築廃木材の主な再資源化施設を示します。建築廃木材の発生量が大きい石狩・空知・胆振の3支庁管内には、年間処理量が1万トン以上の規模のごみ固形燃料(RDF)製造工場、製紙用チップ製造工場、パーティクルボード製造工場、家畜敷料製造工場が稼働しています。これら3支庁以外の地域では、敷料需要の大きい道東地域を中心として年間処理量が数千トン規模の敷料製造工場などが稼働しています。

図3に2000年における建築廃木材の用途別破砕処理量を示します。建築廃木材の破砕処理量15万tのうち、最も大きな用途は家畜敷料で全体の39%を占めています。次いでパーティクルボードが27%、RDFが17%を占め、パルプおよび燃料はそれぞれ10%未満となっています。

なお、これらの再資源化状況や施設立地状況は2000年時点における調査結果であり、それ以降の新

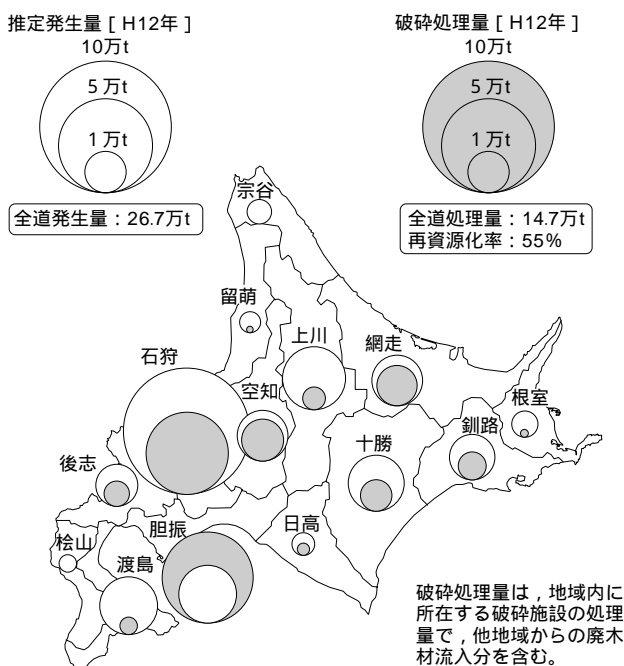


図1 建築廃木材の再資源化状況

